

自動販売機設置手順の概要

I. 現地確認
現地説明会等はありません。施設管理者に連絡の上、各自で場所の確認を行ってください。
II. 質問の受付（P3）
2025年8月20日(水)15時までに、ファクス、電子メール、郵送または直接持参の方法で到達した場合のみ受け付けします。(回答は2025年8月22日(金)15時ごろウェブサイトに掲載予定)
III. 応募手続き（P4）
応募者は、必要書類に所定の事項を記入・押印の上、受付期間内に郵送(受付最終日までに必着)、または直接持参により提出してください。 【受付期間】 2025年8月25日(月)から2025年8月29日(金)まで 【受付場所】 富田林市役所 金剛連絡所（富田林市寺池台1丁目9-15） 【必要書類】 1. 応募申込書 2. 誓約書 3. 販売品目一覧 4. 免許証等
IV. 設置予定事業者の決定（P5）
応募者が提案した販売還元率の高い順に候補順位を決定し、最も高位にある応募者を設置予定事業者とし、通知を行います。ただし、その後に行う資格審査の結果、応募資格を満たさないと判断した場合は、その決定を取り消し、次点の応募者を新たに設置予定事業者と決めます。応募者が1社であっても、決定された場合有効とします。
V. 設置予定事業者決定後の流れ（P5）
設置予定事業者に選定された事業者は、本市が指定する日までに資格審査のための証明書等の書類を提出してください。富田林市は、当該書類等による資格審査を行い、適当と認めたときは設置事業者に決めます。行政財産使用許可申請書等の書類を提出してください。後日、施設管理者より使用許可書を交付します。 【受付期間】 別途、設置予定事業者にお知らせします。 【受付場所】 富田林市役所 金剛連絡所（富田林市寺池台1丁目9-15） 【必要書類】 5. 行政財産使用許可申請書 6. 設置場所の図面 7. 設置する自動販売機のカタログ 8. 容器等のリサイクル方法 9. 証明書類
VI. 契約の締結（P6）
「自動販売機の設置に関する契約」の締結(別添参照)
VII. 自動販売機の設置（使用許可の開始）
2025年10月1日(水)以降に、設置事業者による自動販売機の設置及び電気量子メーターの設置を行ってください。